



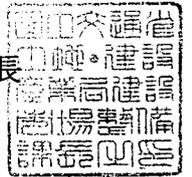
国土建推第39号  
国土建整第133号  
令和2年3月11日

各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局 建設業課長



建設市場整備課長



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う  
下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、これまで「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月25日付け国土入企第52号）等により、都道府県等あてに工期の見直しや一時中止等の措置を適切に講じるようお願いしてきたところです。また、下請契約・下請代金支払いの適正化については、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和元年12月2日、国土建推第31号、国土建労第959号）等において、かねてから貴職のご指導をお願いしているところですが、今般の感染拡大防止対策としての建設工事の一時中止・延期や、生産・流通活動の停滞による資材の納入遅れ等の影響に関して、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する配慮が必要であるため、別添のとおり建設業者団体を通じて建設企業に対する指導の徹底を図ったところです。

つきましては、貴職におかれてもこの趣旨のより一層の周知徹底を図られるよう配慮するとともに、相談窓口の開設等により、下請契約に係る相談に応じ、適切な助言・指導を行う体制を充実し、発注部局、当省建設業許可部局との連携強化、知事許可業者に対する指導監督の強化等に努めていただきたく、宜しく申し上げます。